

岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）新旧対照表

第 1 章 総 則

新	旧	修正理由
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節から第 3 節まで 略</p> <p>第 4 節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。<u>令和 3 年 7 月 21 日</u>最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第 5 節から第 6 節まで 略</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節から第 3 節まで 略</p> <p>第 4 節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。<u>令和 2 年 10 月 28 日</u>最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第 5 節から第 6 節まで 略</p>	<p>・国の原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備、及び原子力災害の事前対策を中心に定める。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>なお、本章以降の事項における新型コロナウイルス感染症対策については、別に定める「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき実施することとする。</p> <p>第1節から第9節まで 略</p> <p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備</p> <p>略</p> <p>1から2まで 略</p> <p>3 要配慮者等の避難誘導體制等の整備</p> <p>県は、避難計画を策定する市町村に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に向けた情報の伝達手段・方法のほか、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制を整備するよう支援・助言する。</p> <p>なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定。令和3年5月改定。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。</p> <p>これについては、福井エリア地域原子力防災協議会において<u>も重要な検討課題の1つとして位置づけられており、令和3年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定状況も踏まえながら検討を行い、</u>対応するものとする。</p> <p>4から5まで 略</p> <p>第11節から第12節まで 略</p> <p>第13節 飲食物の接種制限等に関する体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時における飲食物の摂取制限<u>及び</u>出荷制限に関する体制の整備に努める。</p> <p>1 飲食物の摂取制限<u>及び</u>出荷制限に関する体制整備</p> <p>県は、国及びその他防災関係機関と連携し、飲食物の摂取制限<u>及び</u>出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 略</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備、及び原子力災害の事前対策を中心に定める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、本章以降の事項における新型コロナウイルス感染症対策については、別に定める「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき実施することとする。</p> <p>第1節から第9節まで 略</p> <p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備</p> <p>略</p> <p>1から2まで 略</p> <p>3 要配慮者等の避難誘導體制等の整備</p> <p>県は、避難計画を策定する市町村に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に向けた情報の伝達手段・方法のほか、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制を整備するよう支援・助言する。</p> <p>なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月<u>(追加)</u>。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。</p> <p>これについては、福井エリア地域原子力防災協議会において<u>重要な検討課題の1つとして位置づけ_____、平成25年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別_____計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ</u>対応するものとする。</p> <p>4から5まで 略</p> <p>第11節から第12節まで 略</p> <p>第13節 飲食物の接種制限等に関する体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時における飲食物の摂取制限<u>や</u>出荷制限に関する体制の整備に努める。</p> <p>1 飲食物の摂取制限・<u>_____</u>出荷制限に関する体制整備</p> <p>県は、国及びその他防災関係機関と連携し、飲食物の摂取制限・<u>_____</u>出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 略</p>	<p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p> <p>・災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定</p> <p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p>

<p>第14節から第16節まで 略</p> <p>第17節 行政機関、学校等における業務継続計画の策定</p> <p>県及び避難計画策定市町村は、庁舎や学校等の所在地が避難のための<u>立退きの指示等</u>を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先候補をあらかじめ検討するなど、退避計画の策定に努めるものとする。</p> <p>また、県及び避難計画策定市町村は、退避先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画の策定に努める。</p> <p>第18節から第21節まで 略</p> <p>第22節 県内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備</p> <p>県内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、県内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を<u>原子力事業者から</u>委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、県及び市町村、県警察、消防機関は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。</p> <p>1から4まで 略</p>	<p>第14節から第16節まで 略</p> <p>第17節 行政機関、学校等における業務継続計画の策定</p> <p>県及び避難計画策定市町村は、庁舎や学校等の所在地が避難のための<u>立ち退きの勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先候補をあらかじめ検討するなど、退避計画の策定に努めるものとする。</p> <p>また、県及び避難計画策定市町村は、退避先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画の策定に努める。</p> <p>第18節から第21節まで 略</p> <p>第22節 県内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備</p> <p>県内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、県内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を_____委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、県及び市町村、県警察、消防機関は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。</p> <p>1から4まで 略</p>	<p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p> <p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p>
--	--	---

新	旧	修正理由
<p>第3章 緊急事態応急対策 略</p> <p>第1節 通報連絡、情報収集活動 略</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の通報・連絡 (1) から (2) まで 略</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態に関する通報があった場合 ア 略 イ 国からの連絡 国は、当該事象について、施設敷地緊急事態発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の見通し等事故情報について、県及び県警察に連絡し、公衆に対し情報提供を行うものとされている。</p> <p>ウからエまで 略 (4) 略 2 略</p> <p>第2節から第4節まで 略</p> <p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動 略</p> <p>1 屋内退避・避難の対応方針 (1) 略</p> <p>(2) 避難等に係る判断、指示 国の原子力災害対策本部は、施設敷地緊急事態発生の後、国が把握した緊急時モニタリング結果と指針の指標（避難の判断基準：O I L）を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、屋内退避又は避難の判断を行い、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村（被災市町村）に対し、屋内退避・避難等の指示等を行うべき旨の指示案を県に伝達する。 県は、被災市町村に対し、国の指示案を伝達し、住民避難に係る支援が必要な場合には、被災市町村と連携し、国に支援を要請するとともに、当該指示案に対し、速やかに意見を述べる。 上記のとおり、避難等の判断は、国による判断を基本とするが、県内におけるモニタリング結果において、指針の指標（O I L）を超える値が計測された場合等、県災害対策本部において、特に速やかな避難が必要と認めた場合は、該当市町村の意見を聞いた上で、県の判断により、市町村に避難等を指示する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策 略</p> <p>第1節 通報連絡、情報収集活動 略</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の通報・連絡 (1) から (2) まで 略</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態に関する通報があった場合 ア 略 イ 国からの連絡 国は、当該事象について、施設敷地緊急事態発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の見通し等事故情報について、県及び県警察に連絡し、公衆に対し情報提供を行うものとされている。</p> <p>ウからエまで 略 (4) 略 2 略</p> <p>第2節から第4節まで 略</p> <p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動 略</p> <p>1 屋内退避・避難の対応方針 (1) 略</p> <p>(2) 避難等に係る判断、指示 国の原子力災害対策本部は、施設敷地緊急事態発生の後、国が把握した緊急時モニタリング結果と指針の指標（避難の判断基準：O I L）を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、屋内退避又は避難の判断を行い、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村（被災市町村）に対し、屋内退避・避難等の勧告・指示_を行うべき旨の指示案を県に伝達する。 県は、被災市町村に対し、国の指示案を伝達し、住民避難に係る支援が必要な場合には、被災市町村と連携し、国に支援を要請するとともに、当該指示案に対し、速やかに意見を述べる。 上記のとおり、避難等の判断は、国による判断を基本とするが、県内におけるモニタリング結果において、指針の指標（O I L）を超える値が計測された場合等、県災害対策本部において、特に速やかな避難が必要と認めた場合は、該当市町村の意見を聞いた上で、県の判断により、市町村に避難等を指示する。</p> <p>以下 略</p>	<p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p> <p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p>

<p>2 避難の実施</p> <p>(1) 避難先の決定</p> <p><u>広域避難の実施にあたって、市町村、県、国は「岐阜県地域防災計画（一般対策計画）」に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の支援をする。</u></p> <p>アからウまで 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導</p> <p>被災市町村は、住民等に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。</p> <p>県は、避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行うとともに、被災市町村の行う避難誘導に協力する。</p> <p>また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に情報提供する。</p> <p>(4) 避難の実施における関係機関の連携</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県警察は、被災市町村が避難_____指示した地域から円滑に住民等の移動が行われるよう、交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、地域外からの車両等の進入を制限する。</p> <p>県は、被災市町村が避難_____指示した地域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p> <p>ウ 被災市町村は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう住民等に周知する。</p> <p>エ 被災市町村は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、県はこれに協力する。</p> <p>オ及びカ 略</p> <p>3 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 略</p> <p>1 略</p> <p>2 安定ヨウ素剤の服用指示等</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p>	<p>2 避難の実施</p> <p>(1) 避難先の決定</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>アからウまで 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導</p> <p>被災市町村は、住民__に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。</p> <p>県は、避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行うとともに、被災市町村の行う避難誘導に協力する。</p> <p>また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に情報提供する。</p> <p>(4) 避難の実施における関係機関の連携</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県警察は、被災市町村が避難<u>を勧告又は</u>指示した地域から円滑に住民__の移動が行われるよう、交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、地域外からの車両等の進入を制限する。</p> <p>県は、被災市町村が避難<u>を勧告又は</u>指示した地域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p> <p>ウ 被災市町村は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう住民__に周知する。</p> <p>エ 被災市町村は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民__の避難状況を確認し、県はこれに協力する。</p> <p>オ及びカ 略</p> <p>3 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 略</p> <p>1 略</p> <p>2 安定ヨウ素剤の服用指示等</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p>	<p>・災害対策基本法の改正による</p> <p>・文言修正</p> <p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p> <p>・文言修正</p>
---	--	--

<p>(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示*する。</p> <p>*安定ヨウ素剤の服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(原子力規制庁 <u>令和3年7月21日一部改正</u>) に基づくものとする。</p> <p>*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。</p> <p>3 住民<u>等</u>に対する避難退域時検査の実施略</p> <p>第8節 飲食物の摂取制限<u>及び</u>出荷制限並びに飲食物の供給・分配</p> <p>県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。</p> <p>県は、指針の指標を踏まえた国の指示及び指導・助言に基づき、飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限等並びに</u>これらの解除を行う。</p> <p>1 飲料水、飲食物の摂取制限及び解除</p> <p>県は、指針の指標を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限について、被災市町村と連携し、住民<u>等</u>に周知する等、必要な措置を講じる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第9節から第10節まで 略</p> <p>第11節 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>県警察は、応急対策実施区域及びその周辺における治安確保を図るため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行う。また、避難のための<u>立退きの指示等</u>を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。</p> <p>また、県警察は、災害に便乗したあらゆる犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、県民等に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。</p> <p>第12節から第14節 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p>	<p>(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示*する。</p> <p>*安定ヨウ素剤の服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(原子力規制庁 <u>平成28年9月30日修正</u>) に基づくものとする。</p> <p>*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。</p> <p>3 住民<u>__</u>に対する避難退域時検査の実施略</p> <p>第8節 飲食物の摂取制限<u>・</u>出荷制限並びに飲食物の供給・分配</p> <p>県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。</p> <p>県は、指針の指標を踏まえた国の指示及び指導・助言に基づき、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等及び</u>これらの解除を行う。</p> <p>1 飲料水、飲食物の摂取制限及び解除</p> <p>県は、指針の指標を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限について、被災市町村と連携し、住民<u>__</u>に周知する等、必要な措置を講じる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第9節から第10節まで 略</p> <p>第11節 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>県警察は、応急対策実施区域及びその周辺における治安確保を図るため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行う。また、避難のための<u>立ち退き勧告又は指示等</u>を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。</p> <p>また、県警察は、災害に便乗したあらゆる犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、県民等に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。</p> <p>第12節から第14節 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p>	<p>・原子力規制庁による改正</p> <p>・文言修正</p> <p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p>
--	--	---